

投票用紙及び不在者投票用封筒の請求のしかた

- 1 宣誓書兼請求書の所定の欄に必要事項を記入してください。
原則選挙人本人が記入または作成してください。
投票用紙を請求しない選挙は二重線で消してください。
- 2 記入が終わりましたら、選挙人名簿に記載されている住所地（住所移転の場合は前住所地）の区の選挙管理委員会あて郵送で請求してください。※下記請求先一覧参照
- 3 投票用紙及び不在者投票用封筒が送られてきますので、**投票用紙等に記入することなく、また、「不在者投票証明書在中」の封筒は開かないで、最寄の選挙管理委員会まで持参し、係員の指示にしたがって投票してください。**
- 4 郵便による請求の場合は、郵送日数がかかりますので、できるだけ早めに行うようお願いいたします。（投票日の投票所が閉じる時刻までに、投票を済ませた不在者投票が到着する必要があります。）

投票用紙及び不在者投票用封筒の請求先一覧

青葉区選挙管理委員会 Tel022(225)7211	〒980-8701 仙台市青葉区上杉一丁目5番1号
宮城野区選挙管理委員会 Tel022(291)2111	〒983-8601 仙台市宮城野区五輪二丁目12番35号
若林区選挙管理委員会 Tel022(282)1111	〒984-8601 仙台市若林区保春院前丁3番地の1
太白区選挙管理委員会 Tel022(247)1111	〒982-8601 仙台市太白区長町南三丁目1番15号
泉区選挙管理委員会 Tel022(372)3111	〒981-3189 仙台市泉区泉中央二丁目1番地の1

■ お問合せ及び請求は

選挙人名簿に記載されている区の選挙管理委員会へ